

下水道事業の経営改革の推進について

総務省自治財政局準公営企業室

地方公営企業の決算規模（推移）

決算規模は、17兆882億円。（対前年度 1兆6,908億円、9.0%減少）

平成26年度決算は、会計基準の見直しに伴い、特別損失（退職給付引当金不足額等）の計上等に伴う総費用の増加等により、規模が拡大したが、平成27年度決算は平成25年度決算までと同水準となっている。

事業別にみると、下水道事業が最も大きく、次いで病院事業、水道事業となっている。

地方公営企業の決算規模の推移

（単位：億円、%）

事業	年度					対前年度比較		（参考） 対平成23年度比較	
	23	24	25	26	27	増減額 (C)-(B)	増減率 ((C)-(B)) / (B)	増減額 (C)-(A)	増減率 ((C)-(A)) / (A)
	(A)			(B)	(C)				
水道（含簡水）	39,229	39,400	39,126	41,948	39,917	△ 2,031	△ 4.8	688	1.8
工業用水道	1,891	2,176	1,981	2,802	1,975	△ 827	△ 29.5	84	4.4
交通	11,446	10,740	10,081	12,726	10,848	△ 1,878	△ 14.8	△ 598	△ 5.2
電気	958	986	1,126	1,335	1,154	△ 180	△ 13.5	197	20.5
ガス	1,170	1,142	1,176	1,280	1,086	△ 194	△ 15.2	△ 84	△ 7.2
病院	44,637	44,782	45,536	50,688	46,408	△ 4,280	△ 8.4	1,771	4.0
下水道	56,641	55,959	55,244	56,169	55,208	△ 961	△ 1.7	△ 1,433	△ 2.5
その他	16,279	15,063	14,448	20,841	14,285	△ 6,555	△ 31.5	△ 1,994	△ 12.2
合計	172,252	170,246	168,717	187,789	170,882	△ 16,908	△ 9.0	△ 1,370	△ 0.8

（注）1. 決算規模の算出は次のとおりとした。

法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出

法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

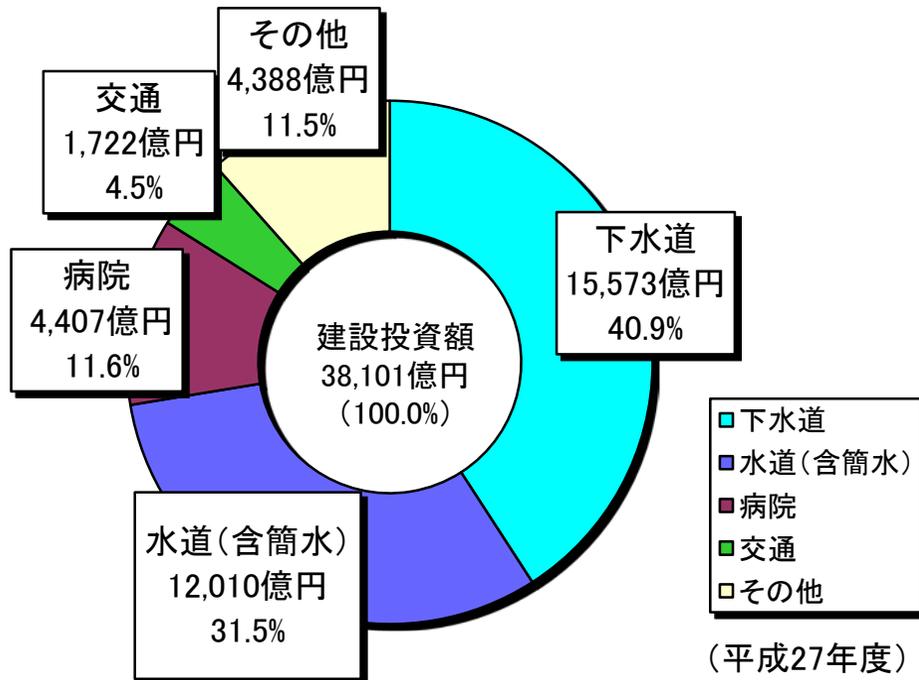
地方公営企業の建設投資額

建設投資額は、3兆8,101億円で、前年度に比べ681億円、1.8%増加しており、4年連続で増加となっている。

事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業、交通事業となっている。

なお、過去5年間の推移をみると、平成23年度の建設投資額と比較して、3,615億円、10.5%増加となっている。

地方公営企業の建設投資額の状況(平成27年度)



地方公営企業の建設投資額の推移

(単位: 億円、%)

事業	年度					対前年度比較		(参考) 対平成23年度比較	
	23 (A)	24	25	26 (B)	27 (C)	増減額 (C)-(B)	増減率 (C)-(B) / (B)	増減額 (C)-(A)	増減率 (C)-(A) / (A)
水道(含簡水)	9,906	10,361	10,793	11,647	12,010	363	3.1	2,104	21.2
工業用水道	339	380	418	455	484	29	6.4	145	42.6
交通	1,826	1,989	1,518	1,628	1,722	94	5.7	△ 104	△ 5.7
電気	111	157	318	338	294	△ 44	△ 12.9	183	165.0
ガス	168	138	111	116	121	5	4.4	△ 47	△ 28.2
病院	3,688	4,032	4,449	4,667	4,407	△ 260	△ 5.6	720	19.5
下水道	15,556	15,471	15,497	15,770	15,573	△ 197	△ 1.2	18	0.1
その他	2,892	2,990	3,047	2,798	3,489	691	24.7	596	20.6
合計	34,486	35,518	36,151	37,419	38,101	681	1.8	3,615	10.5

(注) 建設投資額とは、資本的支出の建設改良費である。

地方公営企業への他会計繰入金

他会計繰入金は、3兆884億円で、前年度に比べ270億円、0.9%減少している。
事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで病院事業、水道事業となっている。

地方公営企業への他会計繰入金の状況(平成27年度)

(単位:百万円、%)

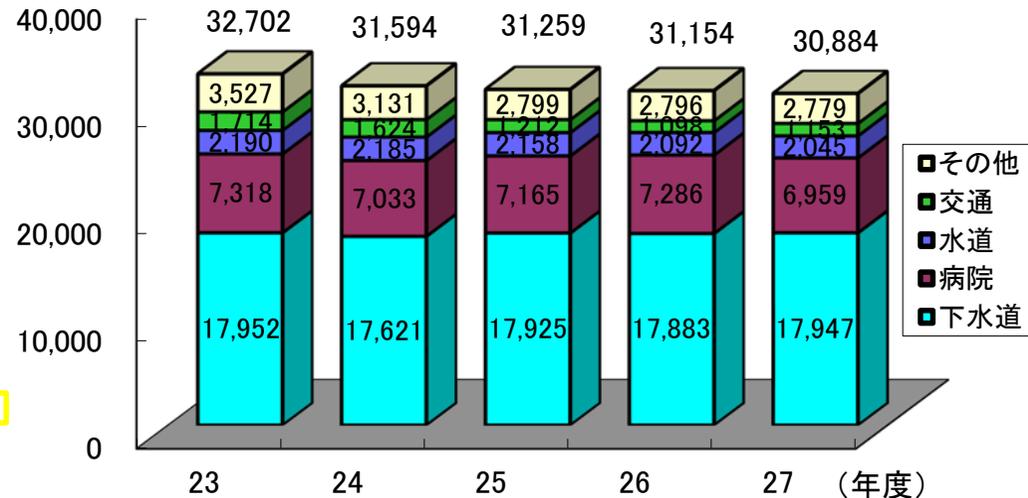
区分 年度	収益的収入への繰入金			資本的収入への繰入金			合計			
	26 (A)	27 (B)	増減額 (B)-(A)	26 (C)	27 (D)	増減額 (D)-(C)	26 (E)	27 (F)	増減額 (F)-(E)	増減率 (F)-(E)/(E)
事業										
水道(含簡水)	77,159	75,617	△ 1,542	132,002	128,848	△ 3,154	209,161	204,465	△ 4,696	△ 2.2
工業用水道	2,647	2,689	42	9,939	13,577	3,637	12,586	16,266	3,679	29.2
交通	40,460	46,934	6,474	69,326	68,390	△ 936	109,786	115,324	5,538	5.0
電気	234	322	89	1,504	1,305	△ 199	1,738	1,628	△ 110	△ 6.3
ガス	335	279	△ 56	1,174	1,335	161	1,509	1,614	105	7.0
病院	535,652	497,619	△ 38,032	192,899	198,302	5,403	728,551	695,922	△ 32,629	△ 4.5
下水道	1,304,593	1,295,523	△ 9,070	483,754	499,224	15,469	1,788,347	1,794,747	6,400	0.4
その他	74,788	76,031	1,243	188,951	182,374	△ 6,577	263,739	258,405	△ 5,333	△ 2.0
合計	2,035,868	1,995,015	△ 40,852	1,079,549	1,093,355	13,806	3,115,417	3,088,370	△ 27,047	△ 0.9

(注)1. 収益的収入への繰入金には、特別利益のうち他会計繰入金を含んでいる。

2. 資本的収入への繰入金には、他会計借入金を含んでいる。

地方公営企業への他会計繰入金の推移

(億円)



下水道事業の種類別・経営主体別事業数（平成27年度）

(事業数)

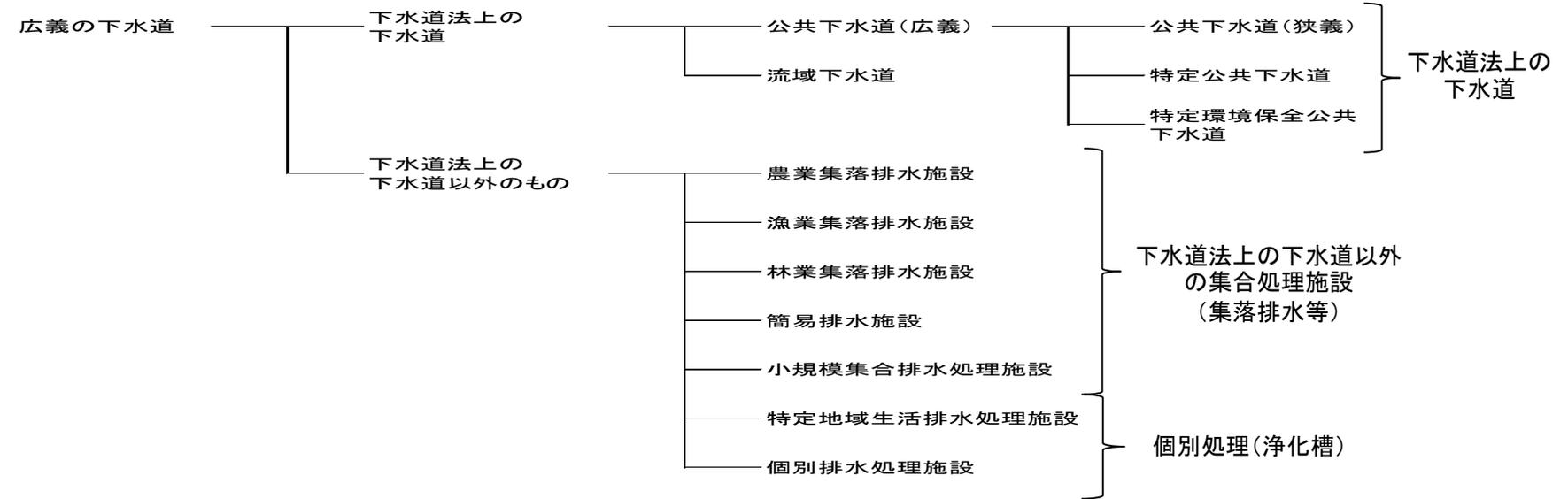
事業種類 経営主体	事業種類											
	公共	特環	特公	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	4	21	3	42	10	1	0	0	0	0	0	81
指定都市	20	11	0	0	12	2	0	0	0	4	1	50
市	718	349	7	1	452	89	11	10	51	143	62	1,893
町村	430	363	0	0	440	78	15	16	29	132	86	1,589
一部事務組合等	16	6	0	3	0	0	0	0	0	1	0	26
計	1,188	750	10	46	914	170	26	26	80	280	149	3,639

下水道法上の下水道

下水道法上の下水道以外の
集合処理施設

個別処理(浄化槽)

<参考:下水道の種類>

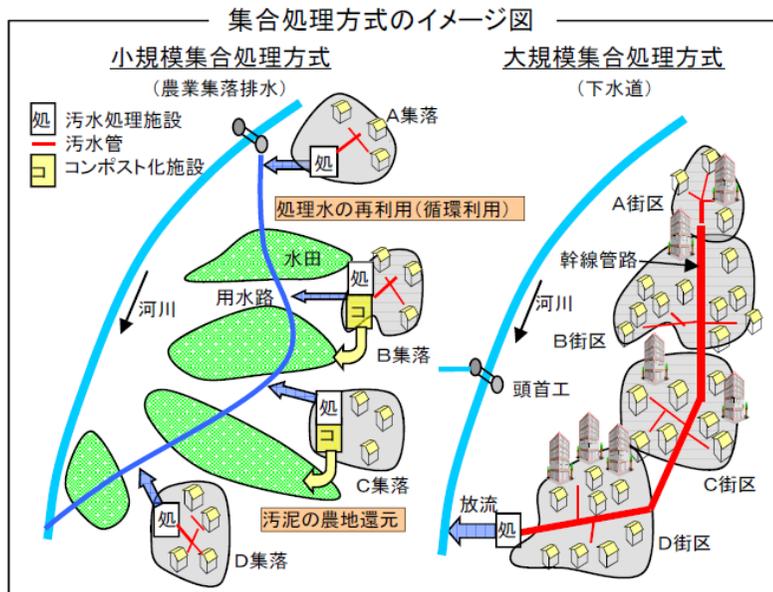


農業集落排水の概要

- 農業集落排水は、農業集落の形態に適した小規模集合処理方式の汚水処理システム。農村地域の生活環境の確保を図るとともに、処理水の再利用や発生汚泥の農地還元を通じた水資源・有機資源のリサイクルを推進。
- 全国約910市町村で約5,100施設が供用(処理人口約350万人)されており、新規着手地区は、平成7年度の473地区をピークに減少し、近年は更新整備地区が増加(平成24年度までに約720地区で更新整備)。

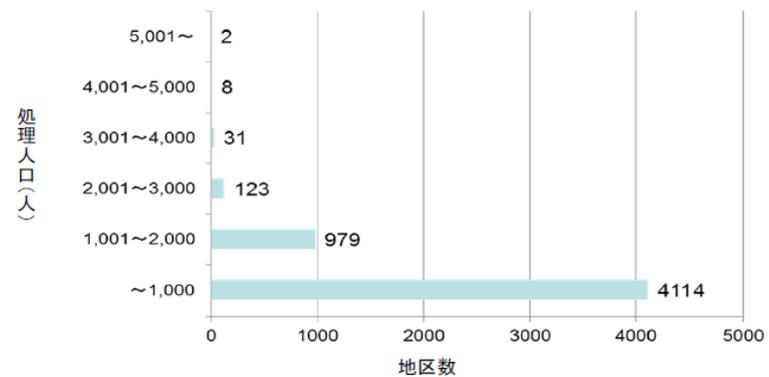
農業集落排水事業の概要

- ・事業内容:農村地域における汚水処理施設及び管路施設等の新規整備及び改築
- ・事業実施主体:都道府県、市町村、土地改良区等
- ・補助率:内地、北海道、離島50%、沖縄75%、奄美60%
- ・受益戸数:おおむね20戸以上
- ・汚水処理施設規模:おおむね1,000人程度
- ・事業規模:平均的な事業費は約10億円/地区(新設地区)
- ・農業集落排水汚泥や処理水の資源循環促進計画の策定が要件



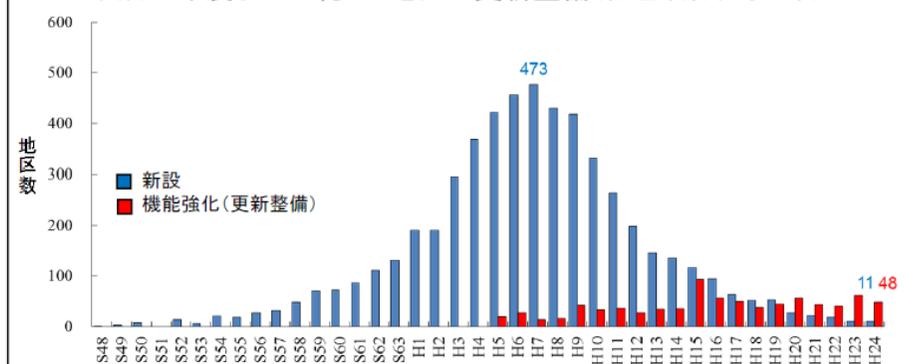
農業集落排水の処理人口

・1地区当たりの平均は約700人 (全国処理人口計約350万人)



整備着手地区数の推移

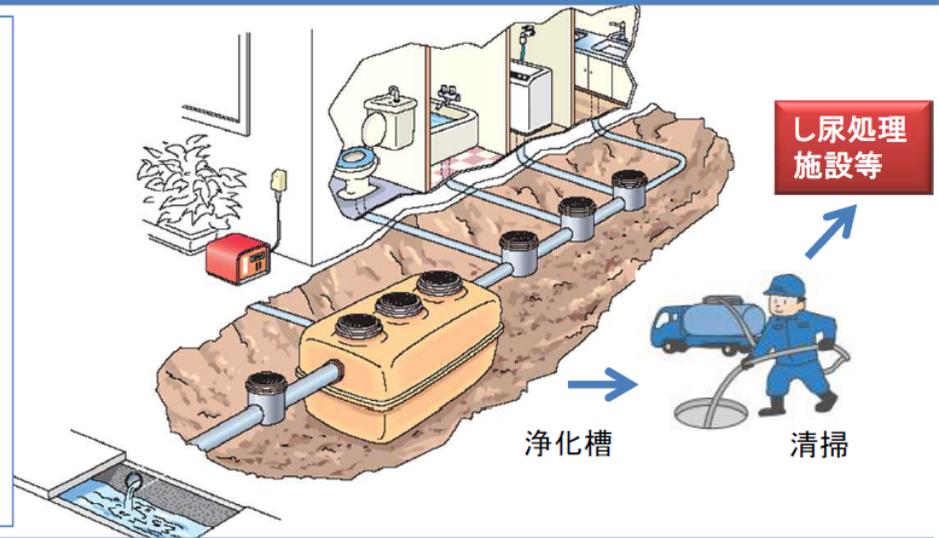
・平成24年度までに約720地区で更新整備(経過年数平均16年)



浄化槽の概要

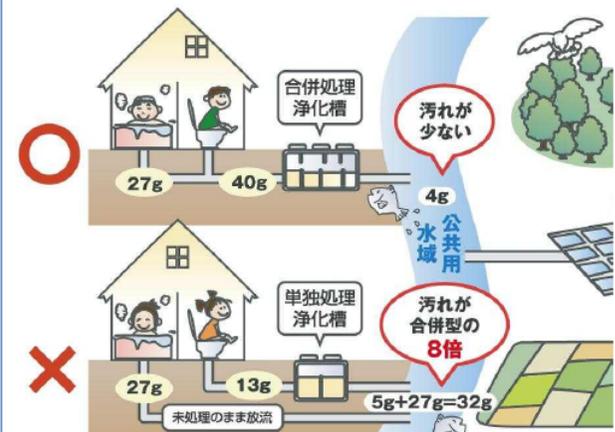
浄化槽は住宅などの建物毎に設置される分散型の汚水処理施設

- 浄化槽法に基づき、設置・維持管理される
- 微生物の浄化機能を活用し、下水道と同等の処理性能（BOD20mg/L以下）
- 設置費用が安い（5人槽で約84万円）
- 人口分散地域で効率的な汚水処理施設
- 省スペース・短期間で、どこにでも設置可能
- 処理水をもので放流するため、健全な水循環や河川の水量の確保が可能
- 地震に強く、被災しても早期の復旧が可能



単独処理浄化槽（し尿のみを処理。470万基が残存）から、合併処理浄化槽（し尿と生活雑排水を併せて処理。314万基）への転換による水質改善が求められている

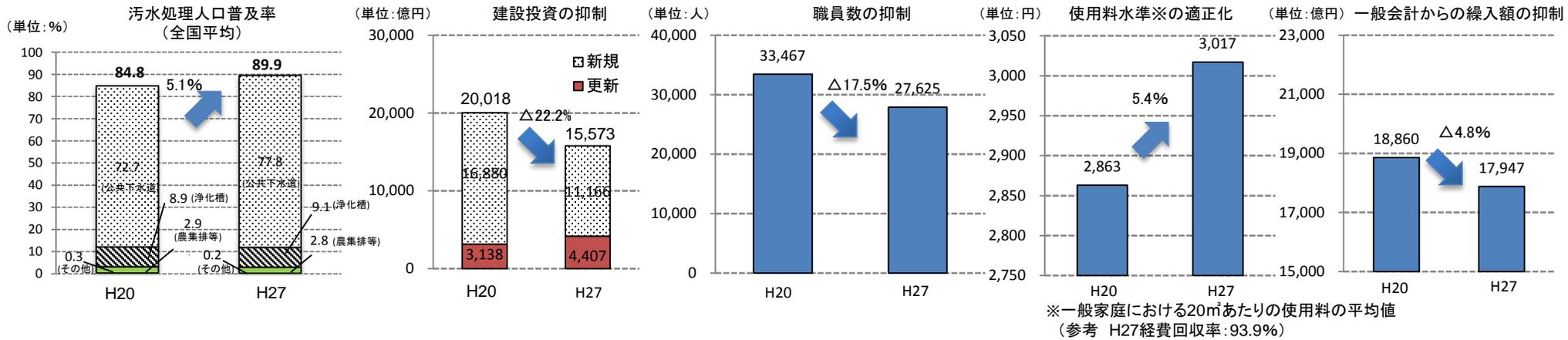
- 昭和30年代後半～50年代 下水道未普及地域における水洗化要求が高まり、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の整備が急速に進展 → 水質汚濁に関連して社会問題化も
- 昭和58年 浄化槽法制定（60年施行、議員立法）
- 昭和62年 合併処理浄化槽整備に係る国庫補助制度創設（平成6年 市町村設置型事業）
- 平成12年 浄化槽法改正 単独処理浄化槽の新設禁止
- 平成17年 浄化槽法改正 水質保全という目的の明確化等、水質管理体制の強化



H25年度 法適化に関する簡易水道事業・下水道事業調査チーム資料

下水道事業の現状と課題

下水道事業の経営状況 (H20→H27)



今後の課題と対応

- 【課題】**
- 都市部を中心とする更新需要への対応
 - 人口減少を見据えた持続可能な経営の確保

【対応】

企業会計適用による 損益・資産情報の把握

- ・公営企業会計適用の要請 (H27.1)

<H28.10時点 (人口3万人以上団体)>

- ・適用済 35.5%
- ・適用に取組中 61.7%

集中取組期間 (H27~H31)

<H31年度末>

- ・人口3万人以上団体はすべて移行
- ・人口3万人未満団体もできる限り移行

「経営戦略」策定・実施による 経営基盤強化

- ・「経営戦略」策定要請 (H26.8)
- ・ガイドラインの通知 (H28.1)
- ・経営比較分析表の策定・公表 (H28.2)

<収支均衡を図るための取組>

- ・処理場統合等の「広域化・共同化」
- ・各種処理施設の「最適化」
- ・施設の長寿命化等の「投資の平準化」
- ・PPP/PFI等の「民間活力の活用」

- ・高資本費対策に「経営戦略」策定を要件化 (H29~)
- ・H32年度までに全事業で策定

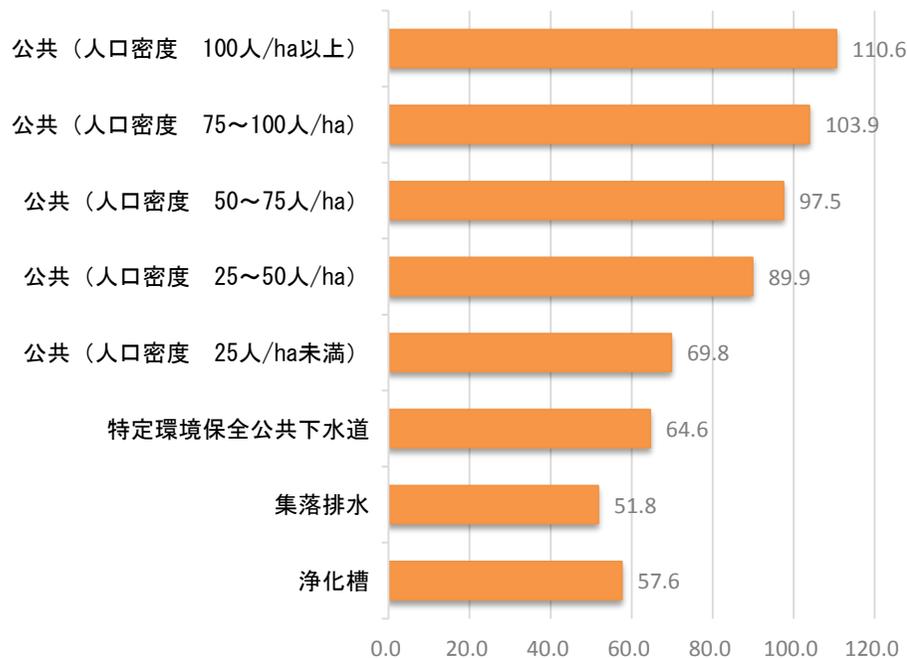
下水道財政の見直し

- ①公害防止対策事業の見直し
 - ・交付税措置のあり方の検討
- ②条件不利地域への対応
 - ・高資本費対策の要件見直し
- ③老朽化への対応
 - ・「経営戦略」の活用
 - ・更新等に備えた積立金・使用料算定のあり方の検討

下水道事業の経費回収率と老朽化の状況

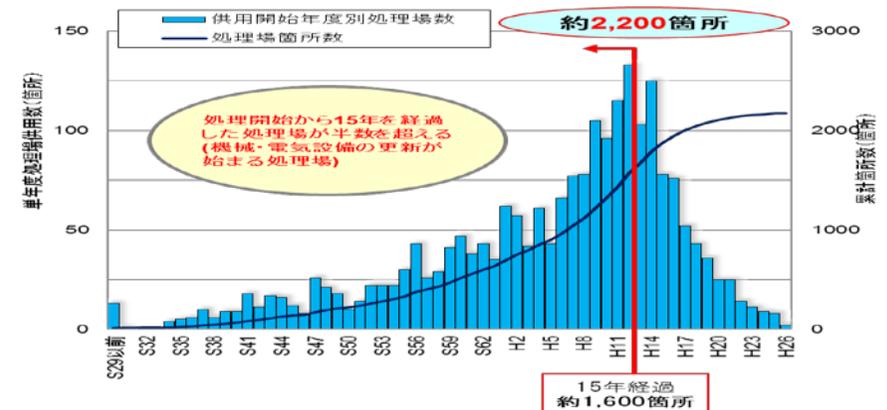
- 処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
- 今後、処理場、管路施設などのこれまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

■ 経費回収率(%) (H27年度)

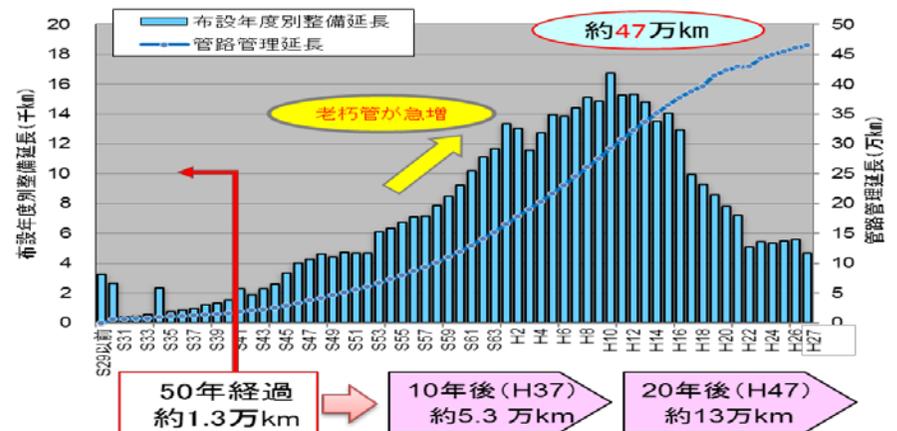


注)
 経費回収率: 使用料単価/汚水処理原価
 公共: 公共下水道
 人口密度: 処理区域内人口密度
 集落排水: 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設
 浄化槽: 特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設

■ 処理場の年度別供用箇所数(H26年度)



■ 管路施設の年度別管理延長(H27年度)



管路の老朽化等に起因した障害の発生事例

- 市民生活に影響を及ぼす断水や道路陥没などの障害に至った事例も発生。
- 老朽化した管路の使用、腐食しやすい土壤に管路が埋設されていることなどが原因。

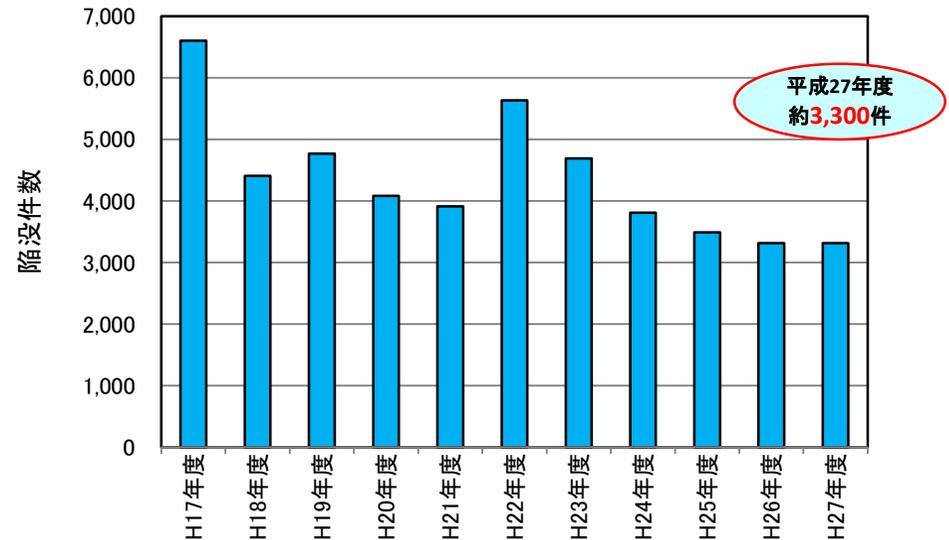
A水道事業

ゴム可とう管の破断
による配水管からの
漏水

- 管路更新率0.94の水道事業
- 布設後38年経過した500mm管にて漏水が発生(毎時150~200トン)
- 市の約半数である約10,000戸(約30,000人)で減断水
- 発生から復旧まで約6日
- 断続的な応急給水の実施(基幹病院にはピストン輸送)

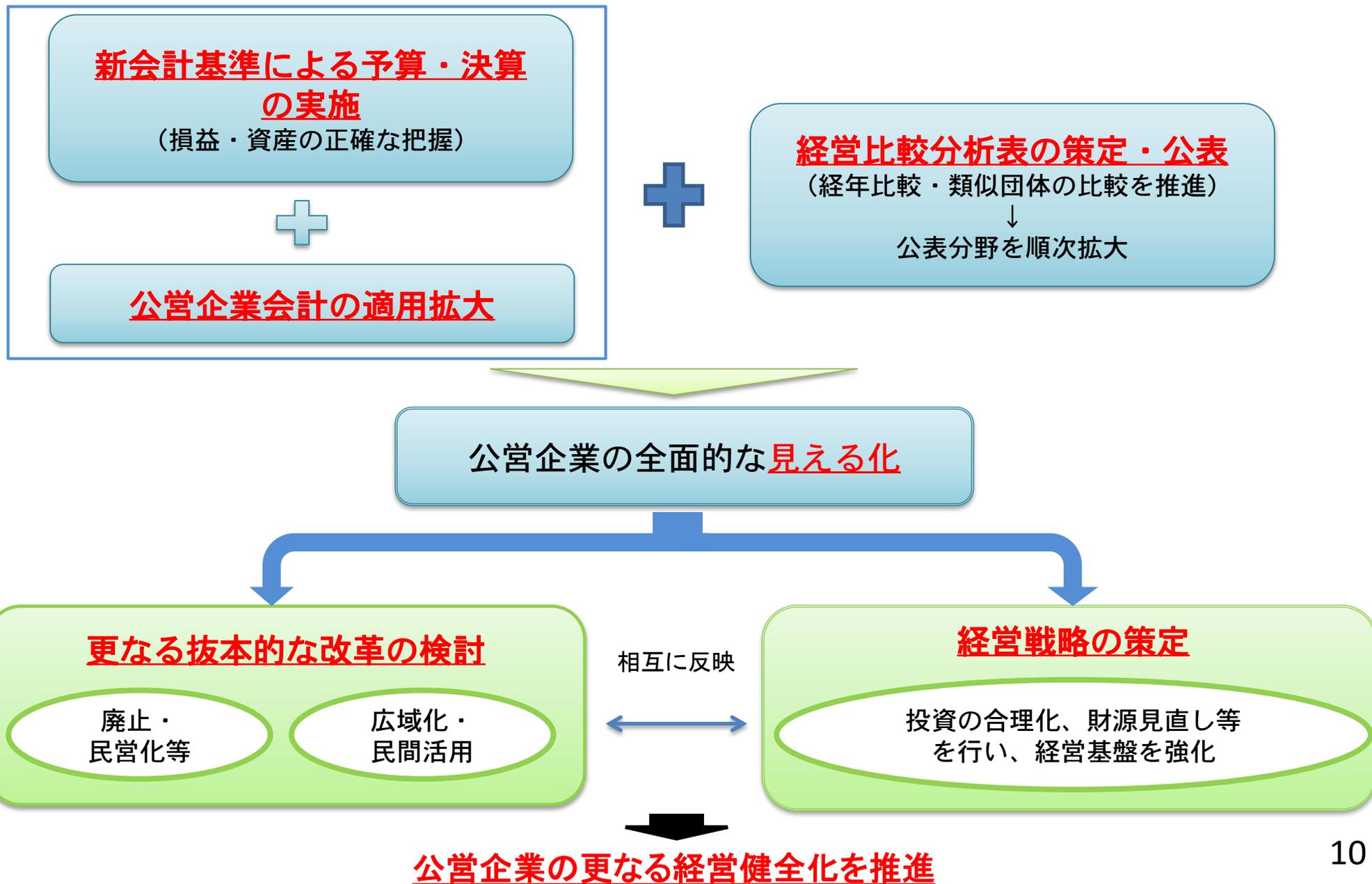


■ 下水道管路施設に起因した道路陥没件数の推移



※写真はイメージ

公営企業の更なる改革への取組



公営企業会計の適用の拡大について

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。

公営企業会計適用の取組状況(H28.4.1時点)

【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ 下水道事業 92.9%、簡易水道事業 86.0%

(参考) H27.10.1時点 下水道事業 79.0%、簡易水道事業 80.3%

※H28.10.1時点フォローアップ調査においては、下水道事業97.3%、簡易水道事業 92.4%と適用の取組が進捗

【3万人未満の団体も含む全地方公共団体】

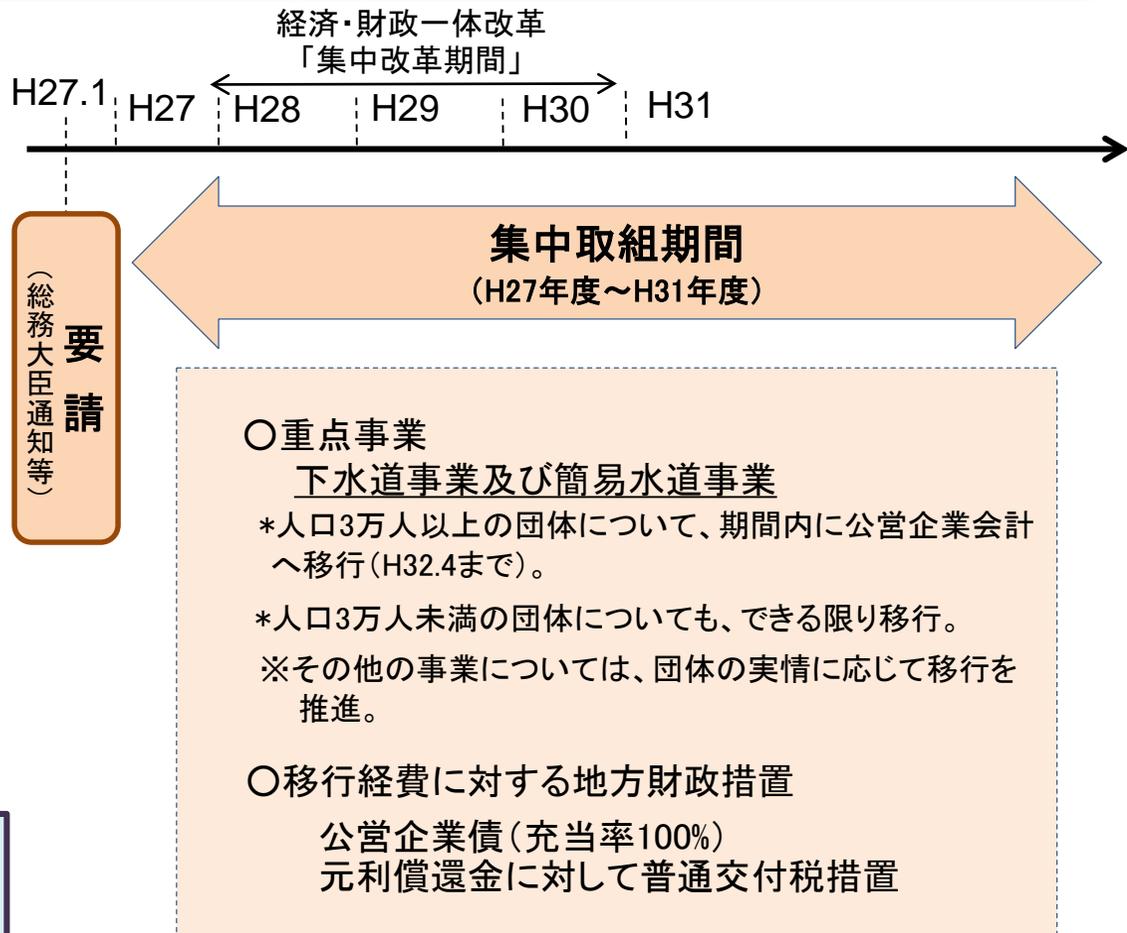
公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ 下水道事業 56.8%、簡易水道事業 56.7%

(参考) H27.10.1時点 下水道事業 47.4%、簡易水道事業 52.6%

【公営企業会計適用の推進体制等】

- ・ 総務省に各都道府県別の公営企業会計適用推進担当者を設置(H27.11)するとともに、各都道府県における推進担当者を登録し、各都道府県間で共有(H28.1)。
- ・ 引き続き、各団体における取組状況をフォローアップするなど、適用拡大の取組を促進。



公営企業会計の適用の進捗状況を調査
各都道府県・市町村別に公表(毎年度)

経営比較分析表の例

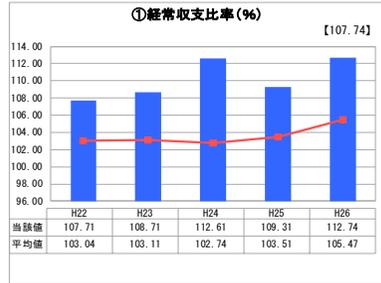
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法適用	下水道事業	公共下水道	Ac1	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家賃料金(円)
-	63.62	77.04	65.94	2,572

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
520,462	416.85	1,248.56
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
400,510	78.76	5,085.20

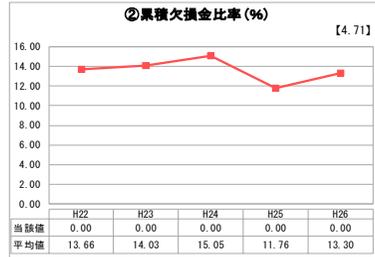
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

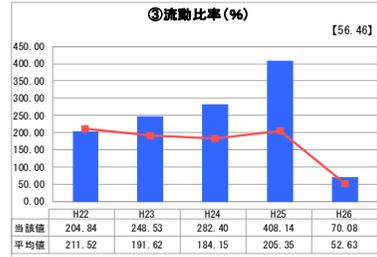
1. 経営の健全性・効率性



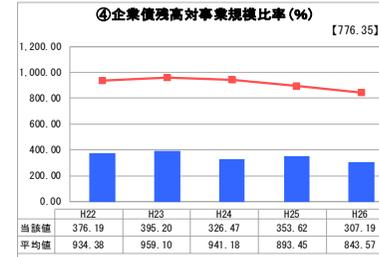
「経常損益」



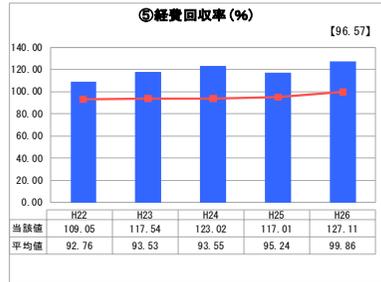
「累積欠損」



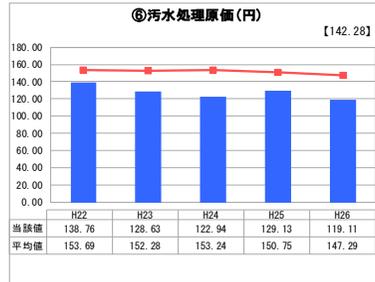
「支払能力」



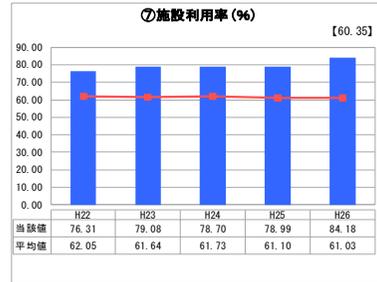
「債務残高」



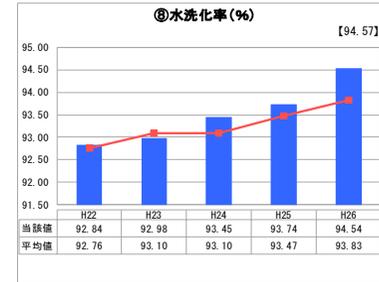
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

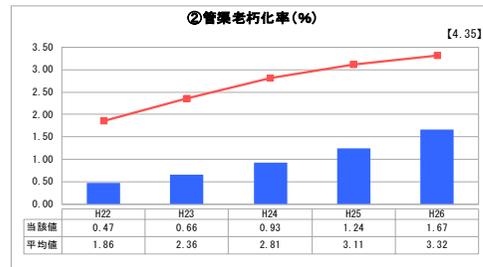


「使用料対象の捕捉」

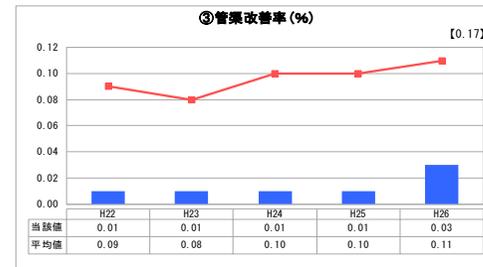
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

「①経常収支比率」は、100%を超えるとともに類似団体平均値を上回り、「②累積欠損比率」は、営業活動による損失は発生していないことから0となっている。これは、下水道使用料などの経常収益が伸び悩む中で、増加する施設の効率的維持管理などにより費用の抑制を図った結果であり、将来の施設の老朽化や耐震化に向けた資金となる利益を生んでいる。

また、「⑤経費回収率」は、100%を超えるとともに類似団体平均値を上回っており、汚水処理に係る費用を下水道使用料で賄えていることを表し、「⑥汚水処理原価」は低下傾向を示すとともに類似団体平均値を下回っている。これまで効率的な維持管理を進めてきた成果であると言える。

2. 老朽化の状況について

「②管渠老朽化率」は類似団体平均値を下回っており比較的、管渠の老朽度は低いと言えるが、年々上昇を続けており法定耐用年数を超えた管渠が増加している。一方、「③管渠改善率」は計画的な更新を行っているが低位で推移している。

全体総括

汚水処理に充てられる下水道使用料や主に雨水処理に充てられる一般会計からの負担金など経常収益を適切に確保する一方、効率的な維持管理や企業債務残高の縮減など汚水・雨水の処理費用の低減を図るとともに今後の処理量に見合った施設の再構築などにより経営の健全化・効率化を推進する。また老朽管渠の更新についても将来の更新需要を把握し、財政収支との整合を図りながら計画的に取り組む必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債務高対事業規模比率、管渠老朽化率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

公営企業の「経営戦略」の策定推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。

(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進(平成32年度までに策定率100%)

(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]

効率化・経営健全化の取組

広域化,民間の資金・ノウハウ活用(PPP/PFI等)

組織,人材,定員,給与の適正化

その他の経営基盤強化の取組(IC/T活用等)

投資試算の検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 長寿命化
- 過剰・重複投資の見直し
- 優先順位が低い事業の取りやめ

反映

**収支
均衡**

財源試算の検討

- 料金の見直し
- 内部留保額の見直し

等

収支ギャップが生じた場合にはその解消を図る

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

経営基盤強化と財政マネジメントの向上

経営戦略の策定を進めるための方策

○「**経営戦略策定ガイドライン**」の策定・公表(平成28年1月)、改訂(平成29年3月)

- ・策定の定義を明確化
- ・事業別ガイドラインに実務的な策定手順等の記載を充実
- ・事業別ガイドラインに駐車場整備事業を追加

主な改訂点

○ 毎年度、経営戦略の**策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表**

○ 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、**経営戦略策定を要件化**(平成29年度～)

○ 経営戦略の策定に要する経費に対する**特別交付税措置**(平成28年度～30年度)を創設

対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
- ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
- ・水道広域化の調査・検討に要する経費

等

地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出(上限額 1,000万円(事業費ベース・複数年度通算))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道広域化等の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に支援

経営戦略策定ガイドラインの概要

ガイドラインの狙い（位置付け）

- 「経営戦略」策定に着手、検討している公営企業から寄せられた実務上の課題を解決し、公営企業全体として、より実効性のある「経営戦略」を策定するため、本ガイドラインを策定。（平成29年3月31日改訂。）
- 「経営戦略」の策定に当たっての実務上の指針として、①～④等を取りまとめ。
 - ① 「経営戦略」に関する基本的考え方
 - ② 「投資試算」及び「財源試算」の策定に必要な更新投資、料金などの将来予測方法
 - ③ 経営健全化及び財源確保の具体的方策「先進的取組事例集」
～赤字（収支ギャップ）解消や更なる経営基盤の強化等に係る取組について、考え方や先進的な取組を紹介
 - ④ 各事業別「経営戦略ひな形様式」
～各事業の特性を踏まえて「経営戦略」に盛り込むべきと考えられる事項例を整理して提示

ガイドライン（基本的考え方）

1. 計画期間

- 10年以上の合理的な期間を基本として設定
 - ・やむを得ず10年未満の計画期間とする場合には、その理由について住民・議会にわかりやすく説明することが必要。

2. 収支均衡

- 純損益（法適用）と実質収支（法非適用）の黒字
 - ・事業、サービスの提供を安定的に継続するために必要な施設・設備に対する投資を適切に見込んだ上での黒字であり、また安定的に維持できることが望ましい。
 - ▶赤字（「収支ギャップ」）解消に向けた取組を記載
 - ・「収支ギャップが生じる場合においては、料金水準の適正化及び投資の合理化等により解消することが基本。
 - ・料金水準の大幅な引き上げを行わなければ「収支均衡」しない場合等、必要な意思決定をするまでに長期間を要することから、収支が均衡した「投資・財政計画」が短期間で策定できない事態も考えられるが、そのような場合であったとしても、安易に繰入金を増やすことで収支を均衡させることは適当ではない。
 - ・収支について厳密に「合理的な計画期間内で「収支均衡」していない場合でも、少なくとも「収支ギャップ」の解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールを記載した「経営戦略」を策定し、収支改善を図っていくことが必要。

○策定上の留意事項

- ・広域化等や民間活用も含めた抜本的な改革を積極的に検討。

公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書概要（下水道事業）

公営企業を取り巻く環境の変化と現在の問題状況

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、大量退職等に伴う職員数の減少、制度改革に伴う影響など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念があり、こうした問題点や危機意識について関係者間で共有を図ることが必要。

抜本的な改革の必要性

- 現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

下水道事業の改革の方向性

- 汚水の処理・雨水の排除により生活環境の改善・公共用水域の水質保全などの役割を担っており、公営企業としてサービスの継続的な提供を行う必要が高い事業である。
- 人口減少等に伴う料金収入の減少や更新需要の増大等を踏まえ、広域化等及び更なる民間活用の推進を検討

広域化等の留意事項

- 汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最適化の4類型
- 持続可能性に関する危機意識や広域化等による効果について、市町村に認識が共有されていないため、情報共有や意見交換、広域化等の検討の場を設けることが重要。
- 市町村域を越えた広域化等（流域下水道との連携を含む）についても検討を行うことが重要。
- 未普及地域においては、様々な汚水処理施設をどのように選択していくかという最適化について、一層の検討を行うことが重要。
- 都道府県構想の見直しの機会等を通じて、都道府県は、市町村間での情報共有が進められるよう、主導的な役割を果たすことが重要。

民間活用の留意事項

- 民間活用は、コストダウンだけでなく、民間の有する技術やノウハウを積極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。
- 指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべき。
- 中小規模の団体ほど新たに民間活用に取り組むことにより経営効率化の効果が出る余地が大きいという側面もあることに留意し、積極的に検討すべき。
- 周辺市町村と共同することで円滑・効率的に民間活用に取り組むことができること、民間活用の共同化が広域化等の取組につながることなど、広域化等とあわせた民間活用も有効。
- 都道府県は、市町村への情報提供や情報共有・意見交換に向けた検討の場を設けるなど、積極的に関与する役割が期待される。

下水道事業における広域化等の現状

1. 流域下水道

(1) 概要

- 流域下水道事業は、二以上の市町村の区域における下水を排除し、終末処理場を有している事業で、主に都道府県が事業を実施。

- ➡ ・それぞれの市町村が終末処理場を設置するよりも下流域で設置が可能であるため、水域の環境保全が可能
- ・都道府県が設置する終末処理場で集約的に処理するため、それぞれの市町村が終末処理場を設置するよりも投資・維持管理両面で効率的

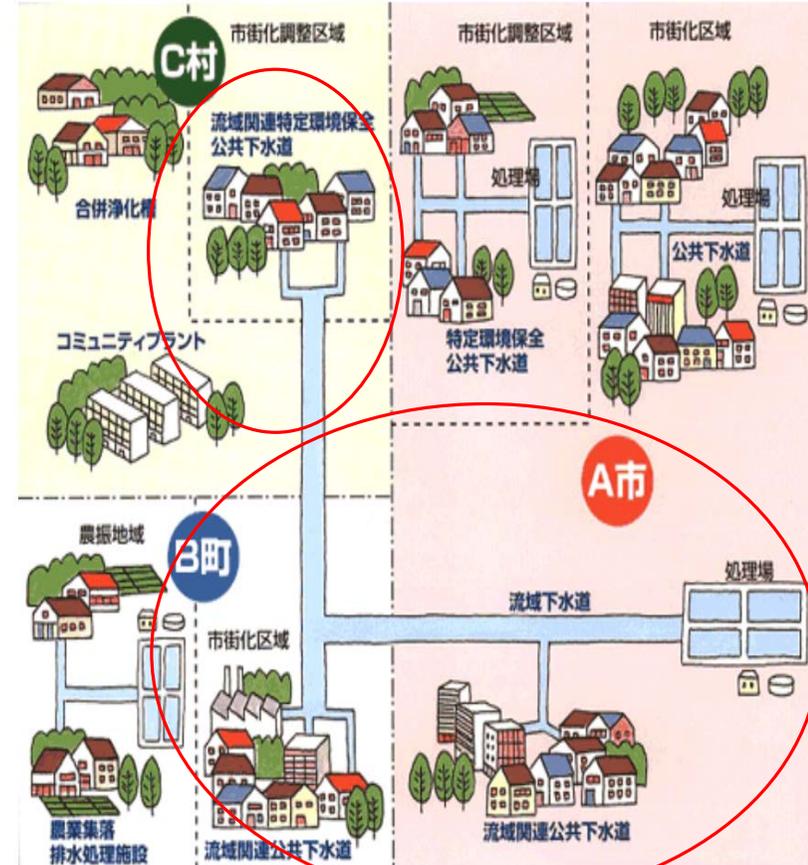
(2) 実施主体等

- 昭和41年に大阪府が供用を開始（制度化はS45年）、順次整備が進み、現在、42都道府県で実施。（処理区域内人口は4,157万人（全事業の28.6%を占める））

(3) 流域下水道との接続（過去3年間実績）

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
団体名	滝沢市(岩手県) 所沢市(埼玉県)	—	弘前市(青森県) 合志市(熊本県)

<流域下水道イメージ>



2. 一部事務組合等

- 22団体が26事業を実施。
- 業務の範囲は、一部事務組合によって様々であり、下水道の整備・管理・運営を実施している場合、整備後の下水道の管理のみを実施している場合、汚泥の処理のみを行っている場合が存在。

広域化等に関する主な最新の動き①

都道府県構想策定マニュアルに基づく都道府県構想の見直し

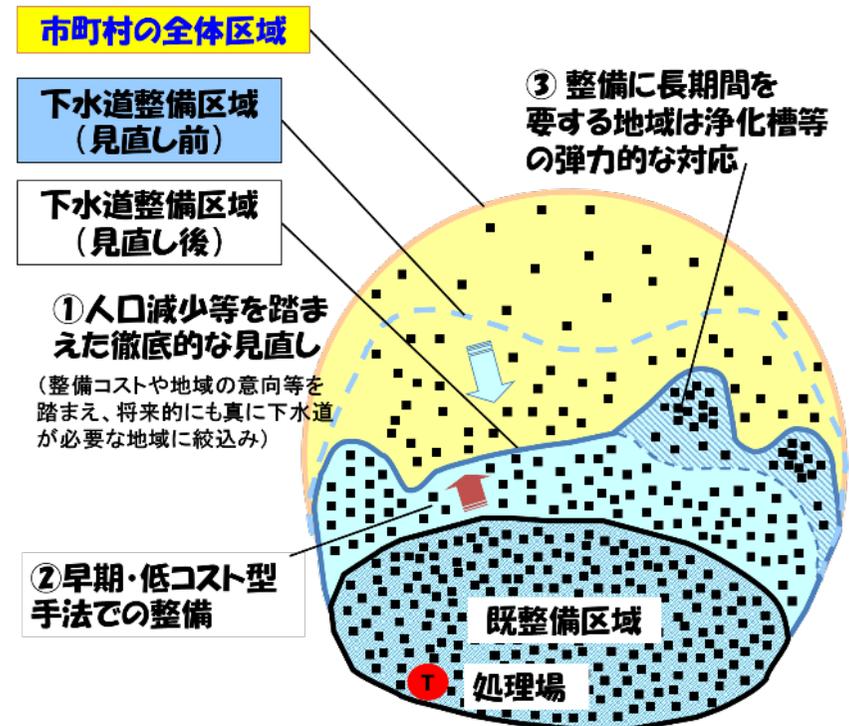
- 各都道府県は、平成26年1月に国交省、農水省、環境省が共同で策定した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき見直しを行っているところ。
- 構想の見直しにあたっては、施設の改築・更新の予定、将来人口の減少等の状況を踏まえ、汚水処理施設の統合などの広域化・共同化や効率的な運営管理手法の選定などの最適化を検討。

都道府県構想見直しの検討内容

- ① 汚水処理施設の整備区域の設定は、経済比較を基本としつつ、
 - 概ね今後10年を目標に汚水処理施設整備の概成(時間軸)
 - 人口減少等の社会情勢の変化も勘案
- ② 長期的(20~30年)な観点から汚水処理施設の統合や効率的な運営管理手法を検討

※H28年度末までに29都府県が見直し済み
(H30年度末までに全都道府県で完了予定)

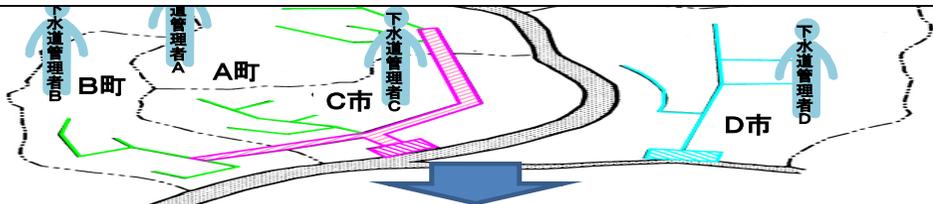
計画区域の見直しイメージ



広域化等に関する主な最新の動き②

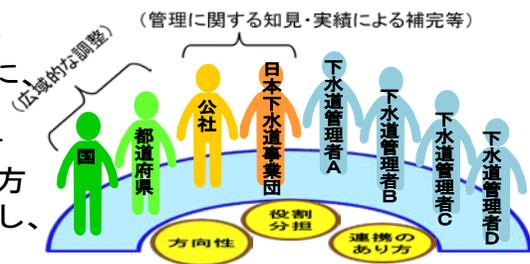
広域的な連携による管理等の効率化に向けた協議会制度の創設

- 改正下水道法(第31条の4)においては、複数の下水道管理者による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を創設(国、公社、日本下水道事業団等の参画も可能)。
- 平成28年8月5日に、大阪府内の富田林市、太子町、河南町、千早赤坂村の4市町村の下水道管理者によって、管理の効率化に向けて下水道事務の広域化を検討するため、全国初の改正下水道法に基づく法定協議会が設置。
- 平成28年11月25日には、埼玉県、県内56市町村、一部事務組合、埼玉県下水道公社が協議会を設置し、経営管理、災害対応への取組み、下水汚泥の共同処理を検討。
- 平成29年3月17日には、長崎県、県内16市町が協議会を設置し、下水汚泥の共同処理を検討。



【法定協議会】

下水道管理者が下水道を適正に管理し続けるために、
・下水道管理者同士、
・下水道管理者と補完者等の具体的な連携のあり方や役割分担について協議し、方向性を決定。



【広域連携】

協議会の構成員は、協議の結果に基づき、広域連携を推進。



大阪府内の4市町村*が、全国初の協議会を設置
(平成28年8月5日)

- 4市町村では、人口減少による使用料収入の減少、老朽化施設の急増による維持管理費用の増加、ベテラン職員の退職による技術力の低下等が課題
- 各課題に各市町村が単独で対応していくには限界があるため、事務の広域化を検討。そのための協議の場として、協議会を設置。



8月5日に開催された協議会の出席者 ※国交省資料より18

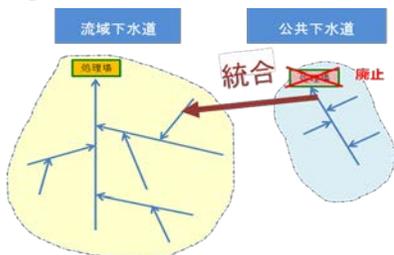
下水道事業における広域化の類型等

下水道事業の広域化等については、以下の4類型が基本である。
この4類型に即して、さらに最近の事例、主な効果を右に例示する。

① 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。

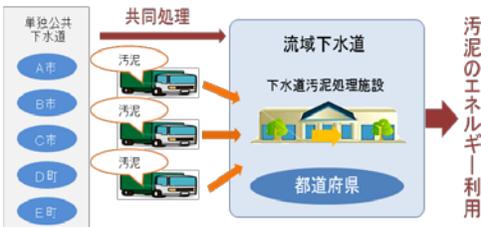
【例】



② 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。

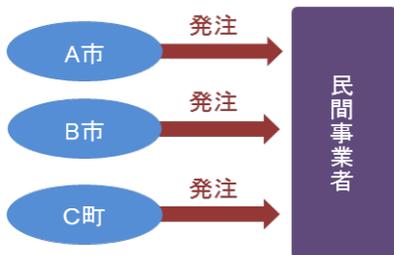
【例】



③ 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。

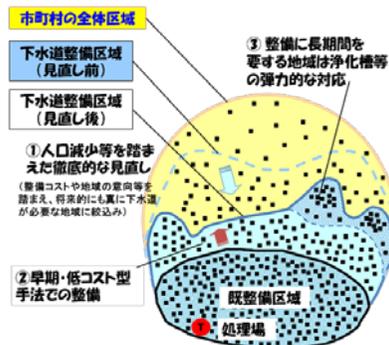
【例】



④ 最適化

公共下水道、集落排水施設、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。なお、見直しによって、見直し前と比べて処理区や処理場等の施設が統合整理される場合がある。

【例】



(1) 秋田県 類型①「汚水処理施設の統廃合」②「汚泥処理の共同化」の例

概要	・ 県がリーダーシップをとり、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県人口の減少による使用料収入減少、更新事業の増加による支出増及び余剰施設の発生による効率性低下を原因とする経営状況の悪化や、下水道担当職員の減少による運営体制の脆弱化が課題。 ・ 連絡協議会を県主導で設置し、県及び市町村が効率的に各種汚水処理を実施するための連携に関する施策や、汚泥の広域処理及び利活用推進に関する施策などを検討。 ・ 複数の市町村を事業範囲としており、広域化等を進めやすく、合理化・効率化をより期待できる流域下水道処理施設を核とすることを確認。 ・ まず、流域下水道処理施設への接続による単独公共下水道、農業集落排水、し尿処理場との統合を推進。 ・ 次に、県北地域の汚泥の広域共同処理に着手。県及び関係市町等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で集約処理及び資源化を図る（新設する施設はDBO方式により実施）。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独公共下水道と流域下水道の統合により、改築更新投資及び維持管理費を削減。 ・ 農業集落排水9地区を流域関連公共下水道に接続することにより、改築更新投資及び維持管理費を削減。 ・ し尿処理施設を流域関連公共下水道に接続することにより、改築更新投資及び維持管理費を削減。

(2) 山形県新庄市 類型③「維持管理・事務の共同化」の例

概要	・ 新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場の集中管理等を実施。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討開始。 ・ 地方自治法に基づく法定協議会を7市町村で設置。 ・ 新庄市の処理場を中核施設とし、管内の処理場の遠方からの集中管理・監視、定期巡回による保守点検と水質試験の一括実施を行う。
効果	・ 処理場の無人化や監視設備等の一体整備によるスケールメリットによりコストを削減。

(3) 佐賀県 類型④「最適な汚水処理施設の選択（最適化）」の例

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づく都道府県構想の見直しを実施。 ・ 各事業の特性や市町の実情などを考慮し、その地域に適した整備手法を選定し、生活排水処理施設ごとの区域を全体像として示した。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未整備地区における汚水処理施設の整備の推進については、事業着手までに期間を要する集合処理区域を個別処理方式へ変更し、個別処理の割合を増やすとともに、浄化槽区域の普及率について、短・中期的な指標を定め、施設整備の促進を図る。 ・ 既整備地区の効率的な改築・更新及び運営管理については、集合処理区域における持続可能な生活排水処理の管理・運営を行うため、接続率を指標として定め、経営の安定化を図る。 ・ 例えば、佐賀市では公共下水道の処理区を統合し、終末処理場を削減、農業集落排水の処理施設を削減。また、公共下水道と農業集落排水の処理区域を見直し、削減分を浄化槽により汚水を処理する区域に転換。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集合処理区域から個別処理方式への変更による効果。 ・ 施設の統廃合が推進され、処理区の統廃合数が増加。

汚水処理施設の統合（都道府県構想に基づく連携事例）

○山形県において、平成27年度に都道府県構想を見直し、汚水処理施設の統合計画を構想に記載。

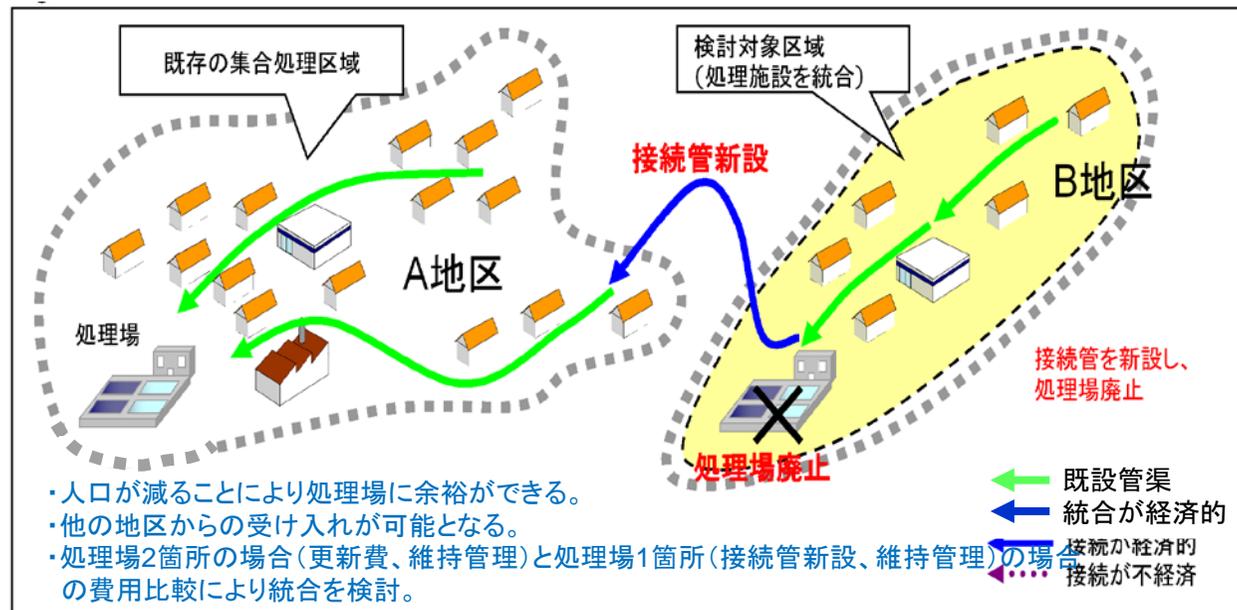
山形県の事例

- ◆ 山形県において、都道府県構想を見直した結果、人口減少や施設の老朽化に対応するため、事業の効率化を図り、53地区で農業集落排水や下水道の統合を計画。
- ◆ 今後、計画に基づき統合を実施。

事業の種類	地区数
農業集落排水同士の統合	21 (15)
農業集落排水を下水道へ統合	30 (6)
下水道を農業集落排水へ統合	1 (1)
下水道同士の統合	1 (0)

※地区数の()は平成37年度末までに実施予定の地区数

■ 汚水処理施設の廃止と統合のイメージ (B地区処理場更新より接続管新設が経済的な場合)



出典：国土交通省資料

水道・下水道事業における民間活用の類型等

○ 水道事業

類型	最近の事例	主な効果
PPP/PFI	<ul style="list-style-type: none"> 北海道夕張市が、浄水場施設等の施設整備と維持管理及び窓口等業務をまとめて依頼し、事業費の低減を図るためPFI方式を導入。 愛知県岡崎市が、男川浄水場の施設老朽化、耐震化による更新に多大な事業費がかかるため、財政負担を効果的・効率的に抑制することを目的として、PFI方式を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設投資及び維持管理費用の削減、民間のノウハウの活用。
DBO	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県荒尾市と福岡県大牟田市が共同で浄水場を建設する際に、PPP導入を総合的に検証し、VFMやコストの抑制に最も効果的と考えられたDBO方式を活用。 	
コンセッション	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市等で検討中。 	
包括的民間委託	<ul style="list-style-type: none"> 福井県坂井市が、水道メーター検針、料金収納業務等の総務経理部門の業務及び、水質検査、施設の維持管理業務等の維持管理部門の業務あわせて21業務を包括的に委託。大手の民間事業者が代表となり、地元企業2者を含めた共同企業体を組織し、地域に根ざした業務を実施。 石川県かほく市が、水道事業に加え、下水道事業・農業集落排水事業を一体とした包括的民間委託を実施。 宮城県山元町が、民間事業者へ浄水場等の包括的民間委託を行う際に、横浜ウォーター（株）にアドバイザー業務を委託し、最適な経営手法の導入に向けて支援を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理費用の削減、民間のノウハウの活用。 大手の技術力と地元のノウハウの結合 3セクの公共性・信頼性と技術ノウハウの活用
指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県高山市が、市町村合併に伴い増加した施設の効率的な管理と職員数削減を図るため、指定管理者制度での浄水施設等の運営を行った。地域の実情をよく知る地元管工事組合と、技術力が期待される大手の民間事業者などの共同出資により設立された会社が業務を実施。 広島県と民間企業が共同出資して「(株)水みらい広島」を設立。同社は県営水道事業の指定管理者として管理運営を行うとともに、県内の市町水道事業から委託を受けて施設の管理業務等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理費用の削減。 大手の技術力と地元のノウハウの結合

○ 下水道事業

(1) 秋田県 類型①「指定管理者制度導入」の例	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道及び県管理の公共下水道の一部の維持管理業務について「指定管理者制度」を導入し、効率的・効果的な事業運営を実施。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 民間のコスト意識、事業運営ノウハウを活用した効率的・効果的な事業運営を目指す。 1件160万円未満の修繕、自家発・通信設備等の点検等を移行。 以前から民間委託を実施していた業務（管渠点検、薬品等の購入）も移行。
効果	<ul style="list-style-type: none"> 移行により経費を削減。
(2) 大阪府堺市 類型②「包括的民間委託」の例	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場施設及び管路施設に係る維持管理業務について「包括的民間委託」を実施。 人材育成や技術継承の観点から、直営による維持管理業務も継続実施。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 市の行財政改革プログラムの歳入・歳出改革の一環として、経常経費を抑制し、弾力的な財政運営への転換を図ることを目的として実施。 総合評価落札方式を採用し、業務要求水準書を提示し、入札金額と技術提案書の内容を総合的に評価。 処理場施設の運転操作、監視制御、保守点検、修繕、水質管理、電力・薬品以外のユーティリティ調達等について包括的民間委託を実施。 管路施設の点検・清掃等業務、住民対応業務、布設後40年経過した施設設備を対象にテレビカメラ・目視調査を実施し、管路長寿命化計画策定業務について包括的民間委託を実施。
効果	<ul style="list-style-type: none"> 処理場施設及び管路施設について、委託期間中の経費を削減。
(3) 静岡県浜松市 類型③「PPP/PFI（コンセッション方式）」の例	
概要	<ul style="list-style-type: none"> 処理場及びポンプ場について「PFI（コンセッション方式）」の導入に向けて準備中（平成30年より実施予定）。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 合併に伴い流域下水道が平成28年4月より静岡県から移管。 市内下水道処理水量の約6割を占める最大の処理区処理場及びポンプ場について、「PFI（コンセッション方式）」の導入を検討。 処理場及びポンプ場の維持管理、一部の改築、料金収受などを運営権者が実施予定。 事業期間は20年を予定。
効果	<ul style="list-style-type: none"> 建設改良及び維持管理費用の削減、民間のノウハウの活用。

地方公営企業の 経営改革優良事例集 (概要版)

公営企業の経営改革を行う上で、参考となる優良事例集を作成しました。

事例集では、経営改革の内容、検討のきっかけや具体的なプロセス、合意形成に至った経過等も詳しく記載しています。

事例集には、12事業
全160事例を採録!!

水道	: 59事例
下水道	: 42事例
交通	: 14事例
電気	: 6事例
ガス	: 1事例
港湾整備	: 2事例
観光施設	: 4事例
駐車場整備	: 5事例
市場	: 3事例
と畜場	: 3事例
宅地造成	: 1事例
病院 (別冊)	: 20事例

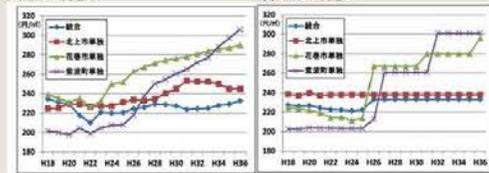
経営改革に取り組みたいが、何から手をつければ良いのかわからない、身近に参考となる事例がない場合には、まずはこの事例集をお読みください。

「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」の全体版や事業ごとの分割版については、総務省ホームページでご覧いただけます。http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/jirei.html

水道事業

水道事業の垂直統合 (岩手中部水道企業団)

＜単独で事業運営を続けた場合と広域化等を行った場合のシミュレーション＞
給水原価の見直し 供給単価の見直し

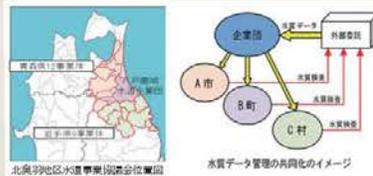


POINT

- 用水供給と末端給水の垂直統合により、
 - ① 安定供給の実現
 - ・施設利用率の向上、最大稼働率の低減
 - ・不安定な水源が全体の28.9% → 6.8%に減少
 - ② 浄水・配水施設等の更新投資の箇所数が36箇所減少
 - ③ 管路更新率、耐震化率等の向上
 - ④ 給水原価、供給単価上昇の抑制
 - ⑤ 財務基盤の強化

広域化等

北奥羽地区水道事業協議会による新たな広域化 (八戸圏域水道企業団)



POINT

- 「できることから」広域化
 - ① 水質データ管理の共同化、水質データ管理の集約化
 - 平成27年度から共同化開始。浄水処理対応。水質の知識向上
 - ② 施設管理の共同化・保守点検業務を一括して外部委託
 - ③ システムの共同化 料金・会計・管路情報等のシステムを共用
 - ④ 施設の共同設置 浄水場、配水池の合理的配置、水源・施設統廃合

広域化等

下水道事業

県北地区広域汚泥資源化事業 (秋田県)

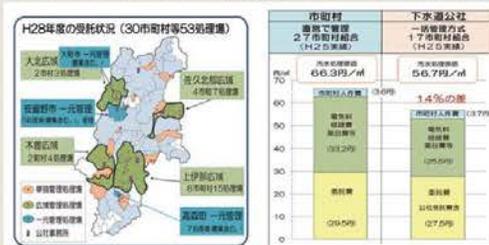


POINT

- 県が主導的役割を担い県下市町村と連携し様々な広域化等を検討・実施 (当該事例はその1例)
 - ・流域下水道の終末処理場を活用し、県北地区のし尿を集約
 - ・流域下水道の終末処理場整備をDBO方式で実施
 - ・県北地区の焼却施設更新費用の削減、職員の事務負担軽減などの効果が見込まれる

広域化等

下水道公社による維持管理の広域化 (公益財団法人長野県下水道公社)



POINT

- 県内市町村等から業務委託を受けることで、広域化等を実現
 - ・県内30市町村等から維持管理業務を受託
 - ・終末処理場の維持管理経費を約14%縮減
 - ・市町村の技術力の維持・継承問題の解消に寄与

広域化等

PFI方式による浄化槽整備・維持管理業務の実施 (徳島県三好市)

POINT

- 市町村設置型の浄化槽整備による適正管理やスピーディな整備などを実現
 - ・個人設置型と比べ生活排水の適正処理・管理が可能
 - ・PFI方式(BTO)を導入し民間のノウハウを活用することで、整備スピードが鈍化していた状況を打開
 - ・毎年度約1千万円の経費削減

(浄化槽設置基数の推移)

年度	H24	H25	H26	H27
基数	101	96	71	106

※過去3年間減少傾向だった浄化槽設置基数が平成27年度から増加し、生活排水処理率の向上。

民間活用

浜松市における下水道分野のコンセッション導入について

浜松市

<事業概要>

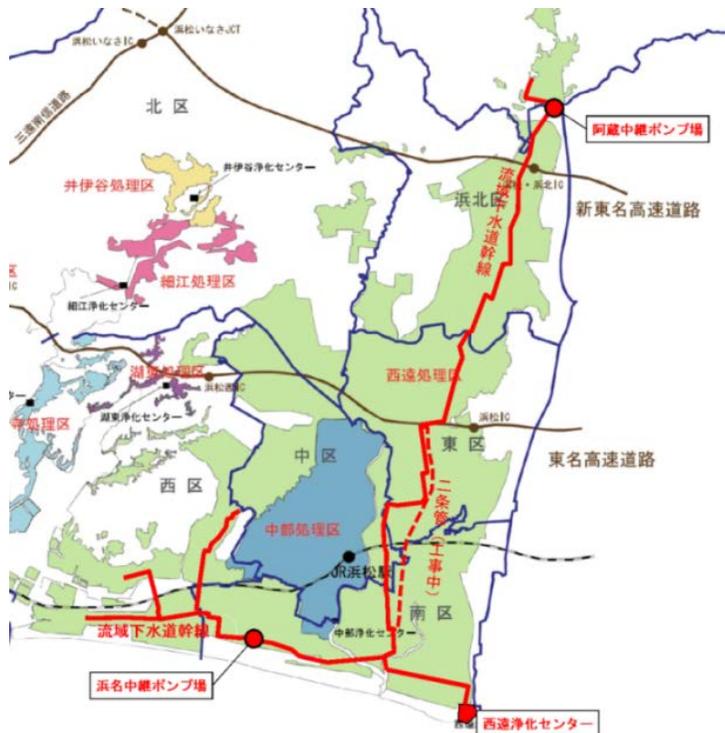
浜松市内最大処理区である西遠処理区において、
処理場・ポンプ場に運営権を設定し、民間事業者が**20年間**にわたり、
 対象施設の**維持管理と機械電気設備の改築更新**等を実施。

<優先交渉権者>

代表企業：ヴェオリア・ジャパン株式会社
 構成員：ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、JFEエンジニアリング株式会社
 オリックス株式会社、東急建設株式会社、須山建設株式会社



- ・効率的な維持管理や改築
- ・VFM 14.4% (優先交渉権者提案時)
- ・運営権対価: 25億円



平成26年度	事業スキームの検討、公募書類の作成、資産調査など	国土交通省にて 財政的支援及び 技術的助言を実施
平成27年6月	実施方針(素案)の公表	
平成27年12月	実施方針(案) 要求水準書(案)の公表	
平成28年2月	下水道条例の改正 実施方針の公表 特定事業の選定・公表	包括的民間委託
平成28年4月～	西遠流域下水道移管	
平成28年5月	募集要項等の公表	
平成29年3月	優先交渉権者の選定	
平成29年4月	基本協定の締結	
平成29年10月	運営権設定・実施契約の締結	
平成30年4月	コンセッション事業開始	

※優先交渉権者の契約締結に至らなかった場合は、次点の日立・ウォーターエージェンシーグループと交渉を行う。 ※国交省資料より

「集中取組期間」における下水道コンセッションの支援（案）

【日本再興戦略2016】（平成28年6月2日閣議決定）

公共施設等運営権方式を成熟対応分野の事業に導入する地方公共団体が、当該事業に有する債務を運営権対価等で繰上償還する際に、同方式の導入を促進する観点から、補償金の免除・軽減やその代替措置について夏までに検討し、本年中に結論を得る。

1 支援の基本的な考え方

- 上下水道事業については、今後、人口減少に伴う収入減、老朽化に伴う施設・設備の大量更新等が課題。
⇒ 長期にわたる運営権の設定により、更新投資を含めた広い範囲で、民間目線の経営を可能とするコンセッションの導入を促進。これにより、上下水道施設等の持続可能性確保・効率性向上。
- 「集中取組期間」を設け、今後の横展開の呼び水となる一定の「先駆的取組」(ファースト・ペンギン)を特例的に支援、案件形成にドライブをかける。

2 立法措置等

- 支援につき、平成30年度にPFI法改正による立法措置を講じることを前提として、政府部内で検討を進める。

「集中取組期間」における下水道コンセッションの支援（案） ②

3 支援対象事業

- 「先駆的取組」として、運営権者が①事業期間中の更新投資に責任を持ち、②事業開始時に運営権対価(注1)を一括払いするコンセッションであって、③以下(イ)～(ハ)のすべての要件を満たす事業

(イ) 人口減少:「将来推計人口」が大きく減少(団体区分別で全国平均以上減少)する地方公共団体の地方公営企業が行う事業

(ロ) 厳しい経営環境:「企業債残高対給水収益比率(企業債残高対事業規模比率)」、「有形固定資産減価償却率」又は「管路経年化率(管渠老朽化率)」のいずれかが類似団体平均以上の事業

(ハ) 自助努力:「料金回収率(経費回収率)」が類似団体平均以上(注2)の事業

(注1) 運営権対価には、PFI法第20条に基づく建設費等負担金を含む。以下同じ。

(注2) 今は類似団体平均未満だが、今後、類似団体平均以上に料金引き上げが確約された事業を含む。この場合、上記(ロ)について企業債残高対給水収益比率(企業債残高対事業規模比率)を適用するときは、料金引き上げ後に、類似団体平均以上であることが必要

4 支援対象債権

- 支援対象事業に係る公営企業債のうち、金利3%以上で財政融資(旧資金運用部)資金(注3)が引き受けているもの。このうち、一括払いで受け取る運営権対価の額を、補償金免除繰上償還の上限とする。

(注3) 地方公共団体金融機構(旧公営企業金融公庫)資金についても、同様の支援(後述7を除く)を講ずるよう、政府から要請。

5 支援対象期間

- 3年間の「集中取組期間」の時限措置とし、この期間内に必要な条例を制定(議会で議決)
- 早期の案件形成促進の観点から、コンセッション導入の時期等によって免除額の扱いを区別することが考えられる。

「集中取組期間」における下水道コンセッションの支援（案） ③

6 支援規模

- 個々の地方公共団体の取組状況やアクションプランの目標件数も踏まえ、何らかの定量的な支援規模を設定する必要。

7 その他

- 支援対象事業に対する新規貸付けは、3年間停止。
- コンセッション導入による補償金免除繰上償還を受ける地方公営企業は、公募により運営権者を決定することとし、公募プロセスにおいて複数社からキャッシュフロー改善計画の提出を求めた上で、運営権者を選定。選定された民間事業者（運営権者）の提案を踏まえて経営改善計画を策定し、キャッシュフロー改善目標を設定することとし、達成できなかった場合、一定のペナルティ措置を講じる。

（ 法律事項を含むことから、今後の検討・調整により、技術的修正が生じることがあり得る。 ）

経済・財政再生計画 改革工程表

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《主担当府省庁等》		2017年度		2018年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
<p>＜④公営企業、第三セクター等の経営の改革＞</p> <p>○公営企業の抜本的な改革(広域化等)の検討の推進</p>									
地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革	水道	○2016年度 各都道府県における検討体制の構築を推進	広域化等の検討結果の経営戦略への反映を推進			改革期間を通じ、同様の取組を実施		水道 (広域連携に取り組むこととした市町村数) 【増加、進捗検証】 下水道 (広域化に取り組むこととした地区数) 【増加、進捗検証】 ※広域化には、下水道同士だけでなく、集落排水同士、下水道と集落排水との広域化を含む 病院 (再編・ネットワーク化に係るプランを策定した病院数) 【増加、進捗検証】 《総務省自治財政局・厚生労働省・国土交通省・農林水産省・環境省》	・地方の自主的な取組を前提としつつ、地方公営企業分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標 (収支、繰入金) ※必要に応じその他の指標も追加 (再掲)
		○2015年度 生活基盤施設耐震化等交付金制度を創設	左記交付金を通じて水道事業の広域連携を推進			改革期間を通じ、同様の取組を実施			
		○2016年度 厚生科学審議会生活環境水道部会「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」において、制度改正の提言を取りまとめ	都道府県における協議会の設置、基盤強化計画の策定、官民連携等に関する所要の法令改正等			左記制度改正を踏まえ、広域連携を推進			
		広域連携の取組状況・先進事例を把握	左記を踏まえ、事例集等の作成・周知を通じ水道事業の広域連携を推進		改革期間を通じ、同様の取組を実施				
		○2015年度 下水道法の改正により、広域連携に向けた協議会制度を創設	改正下水道法に基づく協議会の活用による検討・協議を推進			改革期間を通じ、同様の取組を実施			
		○2013年度 関係省庁において「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定	各都道府県において構想の見直しの中で広域化を検討			見直し後の構想に基づき広域化を推進			
	病院		・関係省庁において構想の見直しによる広域化の検討状況を把握 ・上記を踏まえ、広域化の推進について助言			改革期間を通じ、同様の取組を実施			
		○2014年度 新公立病院改革ガイドラインを策定し、再編・ネットワーク化の推進等に取り組むよう要請	新公立病院改革プランのフォローアップ調査・公表を通じて再編・ネットワーク化に係る取組状況を把握し、重点化した地方交付税措置を通じて引き続き推進			改革期間を通じ、同様の取組を実施			

第3章「経済・財政一体改革の進捗・推進」

3. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等

⑤ PPP/PFIの推進

上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022年度(平成34年度)までの広域化を推進するための目標を掲げるとともに、「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」に基づき、コンセッション事業等をはじめ、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。また、PPP/PFIを活用した文教施設等の集約化・複合化に向けて、優良事例の横展開等を推進する。

(3) 地方行財政等

③ 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

地方公営企業について、マネジメントの向上の観点から、管理者の設置などの経営体制や経営状況の「見える化」、公営企業会計の適用及び外部の知見の活用を推進する方策を講じる。また、公営企業の経営戦略や新公立病院改革プランの策定を促すとともに、抜本的な改革の検討を推進し、進捗状況と効果をチェックする。さらに、事業体間の経営状況の違いを乗り越えて事業統合・再編を進めるなどの先進事例の横展開、将来予測のための簡易支援ツールの活用や試算結果の公表の推進等により、事業統合・再編を含む広域化等の検討の加速に向けた支援を強化する。

下水道事業への国庫補助負担率引き下げの検討について

現行の国庫補助負担制度について

	下水道(国交省所管)	【参考】上水道(厚労省所管)
国庫補助負担額(H27)	5,149億円(事業費:10,078億円)	754億円(事業費:2,050億円)
補助率	1/2を基本とする(処理施設の一部は、2/3、5. 5/10)	事業内容に応じて1/3、1/4(経過措置等として1/2等もある)

(出所)平成27年度地方公営企業決算状況調査

財政制度等審議会における議論の動向

[29.5.25 財政制度等審議会建議(下水道関係部分要旨)]

- 下水道事業は、水道事業と比べて、補助率が高く、補助対象が広く、新設・更新は、ほぼ国費や地方債で賄われることは、受益者負担の原則と非整合
- 今後の維持管理・更新が主要課題になることを踏まえると、受益者負担の原則を徹底し、雨水対策・水質保全等の役割を勘案しつつ、原則として使用料で必要な経費を賄うことを目指すべき
- こうした方向性に沿った取組を促進する観点から、国費での支援は水道事業を参考にしつつ、徹底した重点化を検討すべき

H29. 5. 11
日本経済新聞5面 記事

**下水道国費補助
引き下げを検討**
新設・更新で財務省
財務省は下水道の新設
や更新の費用を巡り、国
費の補助を引き下げる検

討を始めた。上水道は国の補助は3分の1や4分の1にとどまるが、下水道の事業費は原則2分の1を国で補助している。補助を引き下げれば、利用者が支払う水道料金が上がる可能性がある。10日の財政制度等審議会(財務相の諮問機関)で議論を始めた。下水道の改築費用は2013年度の6000億円から33年度には1兆円に膨らむ見込みだ。計1.5兆円の下水道事業の費用のうち利用者が支払う使用料は1500億円程度。財務省は支援を引き下げても、下水道を運営する地方公共団体は利用者負担を引き上げられるとみる。

○「下水道事業の国庫補助制度の堅持」及び「平成30年度下水道関係予算の確保等」に向けた提言（H29.6.30 公益社団法人日本下水道協会）より抜粋。

I. 下水道事業の国庫補助制度の堅持に向けた提言

下水道事業の特性を踏まえた国庫補助制度の堅持について （提言先：国土交通省、財務省）

下水道施設の整備に要する投資額は大きく、現行の国庫補助制度においても地方公共団体等に大きな財政負担が生じている。下水道事業を継続的に実施し下水道の担う責務を果たすため、現行の国庫補助制度を堅持するよう強く要望する。

一部報道によると、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの検討が予定されているとの報道がなされた。

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であり、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されており、下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされている。

また、平成5年度には公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、受益者負担の原則の徹底という趣旨のもとで、国、地方公共団体、受益者の負担割合を水道事業と同様に考えるべきではない。

下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、地方公共団体及び下水道使用者の負担増とならぬよう、下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持を強く要望する。

下水道の公共的役割

- 下水道は公共事業であるとともに、水道やバス、病院、市場等と同じく、公営企業の側面を有する事業である。
- 自分の土地からの汚水の排除という私的便益がある一方、**浸水防除**をはじめ、地域の**公衆衛生の向上**、**公共用水域の水質保全**等、不特定多数に便益が及ぶ公共的役割が大きな事業である。

浸水防除



大阪府寝屋川市
(平成24年8月)



雨水貯留管の整備

都市に降った**雨の排除**により、**浸水被害を防除**。その便益は不特定多数の人々に及ぶ。

公衆衛生の向上



市街地に汚水が滞留しないよう、**汚水を排除し、公衆衛生を確保**。その便益は不特定多数の人々に及ぶ。

公共用水域の水質保全

▼ 紫川（北九州市）の事例



下水道普及前（昭和50年代前半）



下水道普及後（平成27年）

汚水を適切に処理することで、**河川、海域等の水質を保全**。その便益は、不特定多数の人々に及ぶ。

環境基本法第二十三条の二

国は、**下水道**、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を**推進するため、必要な措置を講ずるものとする**。

水質汚濁防止法第十四条の五第三項

国は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁に関する知識の普及を図るとともに、地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために**必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない**。